

第 83 回国民スポーツ大会
第 28 回全国障害者スポーツ大会
群馬県準備委員会

第 5 回総会（書面表決）



第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
群馬県準備委員会
第 5 回総会（書面表決） 資料目次

○第 1 号議案

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会

群馬県準備委員会会則の改正（案） 1

○第 2 号議案

役員の変更（案） 13

○第 3 号議案

令和 3 年度 事業報告（案） 14

○第 4 号議案

令和 3 年度 収支決算（案） 17

○第 5 号議案

令和 4 年度 事業計画（案） 18

○第 6 号議案

令和 4 年度 収支予算（案） 19

○報告事項 1

委員の解任について 20

○報告事項 2

第 4 期（第 82 回大会～第 85 回大会）における実施競技について 21

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会

群馬県準備委員会会則の改正（案）

昨今の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を鑑み、今後も不測の事態等により総会を招集することが困難な場合が想定されることから、新たに会則に書面表決に関する規定を設ける。

なお、改正は議決された日に施行する。

○参考資料

- 1 新旧対照表
- 2 改正後全文

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
群馬県準備委員会会則 改正案・新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 章 総則</p> <p>(名称)</p> <p>第 1 条 本会は、第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 準備委員会は、第 83 回国民スポーツ大会及び第 28 回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）を群馬県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 両大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること</p> <p>(2) 両大会における実施競技及び会場地市町村に関すること</p> <p>(3) 両大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること</p> <p>(4) 両大会開催及び準備に係る経費に関すること</p> <p>(5) 関係行政機関及び関係機関・団体との連絡調整に関すること</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、両大会の開催に必要な準備に関すること</p> <p>第 2 章 組織</p> <p>(構成)</p> <p>第 4 条 準備委員会は、会長及び委員をもって構成する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。</p> <p>(1) 県及び市町村を代表する者</p> <p>(2) 県及び市町村の議会を代表する者</p> <p>(3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者</p> <p>(4) 前各号に掲げる者のほか大会開催の準備に関係ある者</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>(名称)</p> <p>第 1 条 本会は、第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 準備委員会は、第 83 回国民スポーツ大会及び第 28 回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）を群馬県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 両大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること</p> <p>(2) 両大会における実施競技及び会場地市町村に関すること</p> <p>(3) 両大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること</p> <p>(4) 両大会開催及び準備に係る経費に関すること</p> <p>(5) 関係行政機関及び関係機関・団体との連絡調整に関すること</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、両大会の開催に必要な準備に関すること</p> <p>第 2 章 組織</p> <p>(構成)</p> <p>第 4 条 準備委員会は、会長及び委員をもって構成する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。</p> <p>(1) 県及び市町村を代表する者</p> <p>(2) 県及び市町村の議会を代表する者</p> <p>(3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者</p> <p>(4) 前各号に掲げる者のほか大会開催の準備に関係ある者</p>

<p>3 会長及び委員は、無報酬とする。</p> <p>(役員)</p> <p>第5条 準備委員会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 10名以内</p> <p>(3) 常任委員 60名以内</p> <p>(4) 監事 3名以内</p> <p>(役員の選任)</p> <p>第6条 準備委員会の会長は、群馬県知事をもって充てる。</p> <p>2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。</p> <p>3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。</p> <p>4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。</p> <p>(役員職務)</p> <p>第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。</p> <p>3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。</p> <p>4 監事は、準備委員会の財務を監督する。</p> <p>(任期等)</p> <p>第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。</p> <p>2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。</p> <p>3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。</p> <p>(顧問及び参与)</p> <p>第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。</p>	<p>3 会長及び委員は、無報酬とする。</p> <p>(役員)</p> <p>第5条 準備委員会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 10名以内</p> <p>(3) 常任委員 60名以内</p> <p>(4) 監事 3名以内</p> <p>(役員の選任)</p> <p>第6条 準備委員会の会長は、群馬県知事をもって充てる。</p> <p>2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。</p> <p>3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。</p> <p>4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。</p> <p>(役員職務)</p> <p>第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。</p> <p>3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。</p> <p>4 監事は、準備委員会の財務を監督する。</p> <p>(任期等)</p> <p>第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。</p> <p>2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。</p> <p>3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。</p> <p>(顧問及び参与)</p> <p>第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。</p>
---	---

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
 - (2) 常任委員会
 - (3) 専門委員会
- (総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

ただし、会長が災害、疫病その他の事由により委員を招集することが困難であると認められた場合には、書面により総会の議案を決し、その結果をもって総会の議決に代えることができる。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 両大会の開催に必要な基本方針に関する事
- (2) 会則の制定及び改廃に関する事
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事
- (4) 予算及び決算に関する事
- (5) 常任委員会に委任する事項に関する事
- (6) その他重要な事項に関する事

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わることができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
 - (2) 常任委員会
 - (3) 専門委員会
- (総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

(新規)

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 両大会の開催に必要な基本方針に関する事
- (2) 会則の制定及び改廃に関する事
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事
- (4) 予算及び決算に関する事
- (5) 常任委員会に委任する事項に関する事
- (6) その他重要な事項に関する事

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

8 書面による議決は、次に掲げる方法により実施する。

(1) 会長は、返信期限を定めて、議案書、書面表決書及びその他資料等を委員に送付する。

(2) 委員は、議案について賛否を記載した書面表決書を会長に提出することによって、議案に関する議決権を行使する。

(3) 委員は、議決権を行使するに当たり、議案の内容について質疑等を行うことができる。

(4) 会長は、委員から質疑等があった場合、書面表決書の返信期限の前に、全ての委員に対して質疑等及び回答内容を報告しなければならない。

(5) 書面議決による総会は、期限内に委員の過半数から書面表決書の返信があった場合、有効に成立したものと認める。

(6) 書面表決書は、委員の署名又は記名がないものは無効とする。

(7) 議案は、書面による表決に参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

ただし、委員長が災害、疫病その他の事由により常任委員を招集することが困難であると認められた場合には、書面により常任委員会の議案を決し、その結果をもって常任委員会の議決に代えることができる。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を必要に応じて次の総

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(新規)

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(新規)

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を必要に応じて次の総

<p>会に報告する。</p> <p>(1) 総会から委任された事項に関すること</p> <p>(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること</p> <p>(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること</p> <p>(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること</p> <p>8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は常任委員会について準用する。</p> <p>9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。</p> <p>(専門委員会)</p> <p>第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。</p> <p>2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。</p> <p>4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。</p> <p>第4章 会長の専決処分</p> <p>(会長の専決処分)</p> <p>第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は、総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。</p> <p>2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。</p> <p>第5章 事務局</p> <p>(事務局)</p> <p>第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第6章 財務</p>	<p>会に報告する。</p> <p>(1) 総会から委任された事項に関すること</p> <p>(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること</p> <p>(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること</p> <p>(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること</p> <p>8 前条第5項及び第6項 _____ の規定は常任委員会について準用する。</p> <p>9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。</p> <p>(専門委員会)</p> <p>第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。</p> <p>2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。</p> <p>4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。</p> <p>第4章 会長の専決処分</p> <p>(会長の専決処分)</p> <p>第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は、総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。</p> <p>2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。</p> <p>第5章 事務局</p> <p>(事務局)</p> <p>第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第6章 財務</p>
---	--

<p>(経費)</p> <p>第 16 条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。</p> <p>(予算及び決算)</p> <p>第 17 条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。</p> <p>(会計年度)</p> <p>第 18 条 準備委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p>2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第 7 章 補則</p> <p>(委任)</p> <p>第 19 条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(解散)</p> <p>第 20 条 準備委員会は、第 2 条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。</p> <p>2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。</p> <p>附則</p> <p>1 この会則は、準備委員会設立の日（平成 30 年 3 月 20 日）から施行する。ただし、第 16 条から第 18 条までの規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 平成 30 年度収支予算は、平成 30 年 4 月 1 日前であっても、第 17 条の例により、総会の議決により定める。</p> <p>附則</p> <p>1 この会則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1 この会則は、(※議決された日) から施行する。</p>	<p>(経費)</p> <p>第 16 条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。</p> <p>(予算及び決算)</p> <p>第 17 条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。</p> <p>(会計年度)</p> <p>第 18 条 準備委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p>2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第 7 章 補則</p> <p>(委任)</p> <p>第 19 条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(解散)</p> <p>第 20 条 準備委員会は、第 2 条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。</p> <p>2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。</p> <p>附則</p> <p>1 この会則は、準備委員会設立の日（平成 30 年 3 月 20 日）から施行する。ただし、第 16 条から第 18 条までの規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 平成 30 年度収支予算は、平成 30 年 4 月 1 日前であっても、第 17 条の例により、総会の議決により定める。</p> <p>附則</p> <p>1 この会則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>
--	---

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会 群馬県準備委員会会則（改正後全文）

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会は、第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 準備委員会は、第 83 回国民スポーツ大会及び第 28 回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）を群馬県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

（事業）

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）両大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること
- （2）両大会における実施競技及び会場地市町村に関すること
- （3）両大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること
- （4）両大会開催及び準備に係る経費に関すること
- （5）関係行政機関及び関係機関・団体との連絡調整に関すること
- （6）前各号に掲げるもののほか、両大会の開催に必要な準備に関すること

第 2 章 組織

（構成）

第 4 条 準備委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1）県及び市町村を代表する者
- （2）県及び市町村の議会を代表する者
- （3）関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者
- （4）前各号に掲げる者のほか大会開催の準備に関係ある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

（役員）

第 5 条 準備委員会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1 名
- （2）副 会 長 10 名以内
- （3）常任委員 60 名以内
- （4）監 事 3 名以内

(役員を選任)

第6条 準備委員会の会長は、群馬県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監督する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

ただし、会長が災害、疫病その他の事由により委員を招集することが困難であると認め
た場合には、書面により総会の議案を決し、その結果をもって総会の議決に代えることが
できる。

- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 両大会の開催に必要な基本方針に関すること
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること
 - (4) 予算及び決算に関すること
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること
 - (6) その他重要な事項に関すること
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 書面による議決は、次に掲げる方法により実施する。
 - (1) 会長は、返信期限を定めて、議案書、書面表決書及びその他資料等を委員に送付する。
 - (2) 委員は、議案について賛否を記載した書面表決書を会長に提出することによって、議案に関する議決権を行使する。
 - (3) 委員は、議決権を行使するに当たり、議案の内容について質疑等を行うことができる。
 - (4) 会長は、委員から質疑等があった場合、書面表決書の返信期限の前に、全ての委員に対して質疑等及び回答内容を報告しなければならない。
 - (5) 書面議決による総会は、期限内に委員の過半数から書面表決書の返信があった場合、有効に成立したものと認める。
 - (6) 書面表決書は、委員の署名又は記名がないものは無効とする。
 - (7) 議案は、書面による表決に参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

ただし、委員長が災害、疫病その他の事由により常任委員を招集することが困難であると認め
た場合には、書面により常任委員会の議案を決し、その結果をもって常任委員会の

議決に代えることができる。

- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること
- 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は常任委員会について準用する。
- 9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は、総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

- 第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第 17 条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 18 条 準備委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 補則

(委任)

第 19 条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第 20 条 準備委員会は、第 2 条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附則

1 この会則は、準備委員会設立の日（平成 30 年 3 月 20 日）から施行する。ただし、第 16 条から第 18 条までの規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 30 年度収支予算は、平成 30 年 4 月 1 日前であっても、第 17 条の例により、総会の議決により定める。

附則

1 この会則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この会則は、(※議決された日) から施行する。

第5回総会 第2号議案

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会
役員の変更（案）

変更後

役職	所属名
監事	群馬県市長会事務局課長

変更前

役職	所属名
監事	群馬県市長会事務局長

<変更理由>

変更の申し出による

令和3年度事業報告書（案）

1 開催準備業務

(1) 会場地市町村の選定調整等開催準備業務の実施

2 会議の開催

(1) 総会（書面表決）

会議名	議決日	主な審議・報告事項
第4回会議	3月9日(水)	<input type="radio"/> 令和2年度事業報告(案) <input type="radio"/> 令和2年度収支決算(案) <input type="radio"/> 令和3年度事業計画(案) <input type="radio"/> 令和3年度収支予算(案) <input type="radio"/> 第3回常任委員会の開催結果について

(2) 常任委員会

会議名	開催日	主な審議・報告事項
第3回会議	2月4日(金)	<input type="radio"/> 会場地市町村二次選定(案) <input type="radio"/> 広報基本方針(案)

(3) 専門委員会

① 総務企画専門委員会

会議名	開催日	場所	主な審議・報告事項
第5回会議	1月18日(火)	281会議室	<input type="radio"/> 会場地市町村二次選定(案)

② 広報・県民運動専門委員会

会議名	開催日	場所	主な審議・報告事項
第1回会議	1月18日(火)	281会議室	<input type="radio"/> 広報基本方針(案)

(4) 市町村・競技団体連絡会議

① 市町村連絡会議

会議名	開催日	主な説明事項
令和3年度	2月9日(水)	<input type="radio"/> 第3回常任委員会の決定事項

② 競技団体連絡会議

会議名	開催日	主な審議事項
令和3年度	2月9日(水)	<input type="radio"/> 第3回常任委員会の決定事項

3 情報収集等の実施

(1) 会議参加

① 開催県検討会議

- ・第1回会議 日時：令和3年6月9日（水）
場所：オンライン開催
- ・第2回会議 日時：令和4年2月9日（水）
場所：オンライン開催

(2) 視察実績

- ① 令和3年6月27日（日）
第76回国民体育大会関東ブロック大会 馬術競技場（栃木県）視察
- ② 令和3年7月9日（金）
第76回国民体育大会関東ブロック大会 ウェイトリフティング競技場（栃木県）視察
- ③ 令和3年7月18日（日）
第76回国民体育大会関東ブロック大会 カヌー（SL・WW）競技場（東京都）視察
- ④ 令和3年7月24日（日）
第76回国民体育大会関東ブロック大会 弓道競技場（栃木県）視察
- ⑤ 令和3年10月27日（水）
第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
市町村・競技団体説明会（長野県）視察
- ⑥ 令和3年12月22日（水）
栃木県総合運動公園 屋内水泳場、陸上競技場（栃木県）視察
- ⑦ 令和4年1月20日（木）
渡良瀬遊水池（谷中湖）（栃木県）、群馬県警察学校射撃場（県内）視察

4 連絡調整の実施

公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び関係機関・団体等との連絡調整を実施

監査報告書

第83回国民スポーツ育大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会会則第17条に基づき、令和3年度収支決算に関する関係書類について監査を行ったところ、適正に処理されていたことを御報告します。

令和4年5月17日

監事 群馬県会計管理者 福田芳美 

令和4年6月8日

監事 群馬県市長会事務局長 笠原淳一 

令和4年6月8日

監事 群馬県町村会事務局長 梅村透 

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
群馬県準備委員会 会長 山本 一太 様

第5回総会 第4号議案

令和3年度 収支決算書

B	収入決算額	626,157 円
D	支出決算額	626,138 円
B-D	差引残額	19 円

収 入

(単位:円)

科 目	予算額				決算額(B)	現行予算額と 決算額との差額 (B-A)	備考
	当初予算額	2月補正予算額	3月補正予算額	現行予算額(A)			
負担金	4,600,000	△ 1,688,070	△ 286,930	2,625,000	626,131	△ 1,998,869	
諸収入	0	0	0	0	19	19	
前年度繰越金	7	0	0	7	7	0	
合 計	4,600,007	△ 1,688,070	△ 286,930	2,625,007	626,157	△ 1,998,850	

支 出

(単位:円)

科 目	予算額				決算額(D)	現行予算額と 決算額との差額 (D-C)	備考
	当初予算額	2月補正予算額	3月補正予算額	現行予算額(C)			
事業費	909,000	0	0	909,000	557,987	△ 351,013	
事務局費	3,691,007	△ 1,688,070	△ 286,930	1,716,007	68,151	△ 1,647,856	
合 計	4,600,007	△ 1,688,070	△ 286,930	2,625,007	626,138	△ 1,998,869	

令和4年度 事業計画（案）

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会の令和4年度事業計画は、次のとおりとする。

1 開催準備業務

- (1) 各種方針・基準等の策定
- (2) 開催基本構想の策定
- (3) 会場地市町村の選定
- (4) その他開催準備業務の実施

2 会議の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会（7月、2月）
- (3) 専門委員会（随時）
- (4) 市町村・競技団体連絡会議（8月、2月）

3 大会の啓発

両大会の愛称・スローガン・マスコットユニフォームを募集し、決定する

4 各種調査・情報収集等の実施

- (1) 開催県検討会議への参加（7月、2月）
- (2) 国体開催県報告会への参加（11月）
- (3) 令和4年栃木国体の視察（5月～10月）
- (4) 先催県調査（5月～3月）
- (5) (公財)日本スポーツ協会国体委員会への参加（6月、8月、12月、3月）

5 連絡調整の実施

公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、関係機関・団体等との連絡調整

令和4年度 収支予算（案）

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会の令和4年度収支予算は、次のとおりとする。

1 収入の部

（単位：円）

科目	予算額	うち暫定予算額	説明
負担金	8,500,000	3,088,000	群馬県負担金
諸収入	0	0	預金利息等
前年度繰越金	19	19	
合計	8,500,019	3,088,019	

2 支出の部

（単位：円）

科目	予算額	うち暫定予算額	説明
事業費	3,871,000	1,503,000	会議開催経費、 広報費等
事務局費	4,629,019	1,585,019	事務局職員旅費、 消耗品費等
合計	8,500,019	3,088,019	

第5回総会 報告事項1

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会 委員の解任について

以下のとおり解任しましたので、第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会会則第8条第3項に基づき、報告します。

委員の解任

委員名	学校法人共愛学園 共愛学園前橋国際大学短期大学部学長
解任日	令和4年7月8日
理由	学校法人共愛学園 共愛学園前橋国際大学長に統一のため

第82回大会(2028年)～第85回大会(2031年)における実施競技

1. 正式競技 : 計41競技 【注】下記※1参照

(1) 毎年実施競技 : 計39競技

[本大会] 計36競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車競技、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

[冬季大会] 計3競技

スキー、スケート、アイスホッケー

(2) 隔年実施競技 : 計2競技

[本大会] 計2競技

馬術、なぎなた

[冬季大会] 該当競技なし

2. 公開競技 : 計10競技 【注】下記※2参照

[本大会] 計10競技

綱引、少林寺拳法、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック、スポーツチャンバラ、ダンススポーツ

[冬季大会] 該当競技なし

3. デモンストレーションスポーツ

上記「1. 正式競技」および「2. 公開競技」に該当しない競技。

なお、日本スポーツ協会加盟競技団体以外の競技についても、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」に基づき、開催都道府県競技団体が開催都道府県と調整の上で実施することができる。

4. 特別競技 : 計1競技

[本大会] 計1競技

高等学校野球

[冬季大会] 該当競技なし

※1 正式競技の実施区分のうち「開催地選択競技」については、第4期実施競技選定においては休止とする。

※2 公開競技については、別に定める「国民体育大会公開競技実施基準」に基づき、当該中央競技団体が主体となり、開催都道府県の合意を得た上で実施することができる。

第4期(第82回～第85回)実施競技選定書面調査審査結果

順位	競技団体名	前回 順位	前回 比較	得点 1000点 換算	合計	(1)競技会	(2)ジュニア	(3)女性スポ	(4)医科学	(5)競技会開
					得点	活性化	充実	ーツ推進	サポート	催運営能力
					1,240	380	200	240	160	260
1	バレーボール	2	↑	836.6	1,038	336	180	174	140	208
2	水泳	1	↓	822.1	1,020	326	160	210	120	204
3	テニス	7	↑	728.6	904	270	170	132	132	200
4	ボウリング	11	↑	723.7	898	330	130	174	100	164
5	トライアスロン	23	↑	722.1	896	236	130	198	152	180
6	サッカー	3	↓	709.2	880	234	170	156	120	200
7	セーリング	17	↑	696.3	864	252	140	168	144	160
8	スケート	8	→	691.5	858	250	130	198	120	160
8	軟式野球	18	↑	691.5	858	262	160	132	108	196
10	アーチェリー	15	↑	689.9	856	266	170	156	128	136
11	ソフトテニス	5	↓	686.7	852	278	130	144	124	176
12	ライフル射撃	25	↑	672.2	834	286	110	174	112	152
13	陸上競技	4	↓	668.9	830	166	170	198	120	176
14	ラグビーフットボール	6	↓	665.7	826	248	110	132	152	184
15	レスリング	27	↑	643.1	798	246	180	156	64	152
16	体操	19	↑	639.9	794	202	140	168	112	172
17	柔道	13	↓	619	768	190	100	186	132	160
18	卓球	28	↑	612.5	760	200	120	144	112	184
19	スポーツクライミング	30	↑	599.6	744	248	110	150	96	140
20	銃剣道	35	↑	598	742	232	80	138	120	172
21	アイスホッケー	37	↑	569	706	196	140	138	116	116
22	ホッケー	29	↑	564.2	700	212	90	138	88	172
23	ハンドボール	12	↓	554.5	688	178	180	114	72	144
24	バスケットボール	10	↓	549.6	682	116	150	144	112	160
25	ウエイトリフティング	21	↓	544.8	676	204	80	156	80	156
26	ボート	20	↓	540	670	222	110	102	92	144
27	クレー射撃	40	↑	538.4	668	254	150	108	48	108
28	ソフトボール	9	↓	520.6	646	160	80	102	112	192
29	フェンシング	24	↓	512.6	636	174	110	144	72	136
31	剣道	36	↑	509.3	632	144	50	174	104	160
32	ボクシング	41	↑	507.7	630	176	50	132	112	160
33	弓道	14	↓	490	608	150	90	132	80	156
34	カヌー	22	↓	478.7	594	210	50	114	80	140
35	スキー	34	↓	448.1	556	120	140	84	72	140
36	自転車競技	33	↓	417.5	518	130	70	114	68	136
38	バドミントン	16	↓	394.9	490	100	110	108	52	120
40	空手道	32	↓	369.1	458	98	70	150	4	136
41	ゴルフ	38	↓	359.4	446	94	40	72	108	132
43	相撲	39	↓	320.7	398	126	60	12	68	132
45	なぎなた	26	↓	314.3	390	130	70	42	24	124
46	馬術	31	↓	298.2	370	78	20	120	40	112
29	ダンススポーツ	-	-	512.6	636	162	100	162	108	104
37	武術太極拳	公開	-	398.1	494	144	120	102	48	80
38	ゲートボール	公開	-	394.9	490	154	70	90	48	128
47	綱引	公開	-	294.9	366	112	60	54	88	52
50	パワーリフティング	公開	-	219.2	272	120	20	24	24	84
42	バウンドテニス	公開	-	328.8	408	90	40	138	56	84
44	エアロビック	公開	-	317.5	394	124	70	72	32	96
48	スポーツチャンバラ	-	-	261.1	324	178	10	60	12	64
49	グラウンド・ゴルフ	公開	-	246.6	306	60	30	96	28	92
51	少林寺拳法	-	-	177.3	220	18	40	42	36	84
-	近代五種									
-	ボブスレー・リュージュ・スケルトン									
-	野球									
-	カーリング									
-	オリエンテーリング									
-	バイアスロン									
-	ドッジボール									
-	チアリーディング									
-	ペタンク・ブール									
-	日本拳法									

正式競技希望だが基礎条件を満たしていないため公開競技

公開競技希望